KUMAMOTO 法　人 ニュース　第28号　2023年１月１日

公益社団法人　熊 本 法 人 会　発行者／公益社団法人　熊本法人会　竹下　英

目　次

新年のごあいさつ
　熊本法人会会長……3
　熊本西税務署長……4
　熊本市長……5
熊本西・熊本東税務署との意見交換会……6
役員研修会……7
税務署だより（パソコン・スマホを使って確定申告　ほか）…8
熊本県県央広域本部・熊本市だより…… 11
令和５年度税制改正に関する提言（要約）…… 14
税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業
　税金落語・インボイス制度に関する説明会　ほか…… 19
地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業
　秋の特別講演会・県庁銀杏並木ライトアップ　ほか…… 22
青年部会だより…… 25
女性部会だより…… 26
特集
　「衰退途上国日本からの脱却！」…… 28
支部だより・事務局だより…… 30
便利な納税手続をご利用ください！…… 32

法人会
消費税期限内納付
推進運動

●表紙の作者紹介●

皆　元　翔　大

熊本デザイン専門学校
グラフィックデザイン科

〔コンセプト〕
タンチョウと初日の出を描きました。タンチョウをメインで描きたかったので大きく配置しシンプルな構図を心がけました。

発行所

〒860-0802　熊本市中央区中央街3番8号
熊本大同生命ビル２階
公益社団法人　熊本法人会
会　　長　竹下　　英
広報委員長　安武洋一郎
TEL　(096) 353-2555
FAX　(096) 353-2556
ホームページアドレス
http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kumamoto/

新年のごあいさつ

公益社団法人　熊本法人会
会長　竹　下　　英

明けましておめでとうございます。

皆さま方におかれましては、新春を晴々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。また、熊本法人会の事業・運営につきましては、会員の皆さま、税務ご当局、関係諸団体のご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

コロナ収束には至りませんが、日本経済は、コロナの感染状況や供給制約に左右されつつも、持ち直し傾向にあります。上場企業の９月中間決算の集計では、純利益合計額が21兆円を超えて、中間期ベースで過去最高水準となることが分かりました。一方、熊本の経済も、ウイズコロナの時代に入り、行動制限が解除され、個人消費が顕著に伸びていることから、景気は緩やかに持ち直しています。ただ、水面下では、ウクライナ侵攻や円安による物価上昇、さらには最低賃金の大幅な引き上げ等により、経営環境の厳しさは払拭されていません。コロナワクチンの接種率の拡充のほか、TSMC 進出や熊本新旅客ターミナルの供給開始など大きな転換期を迎えることで、景気回復に期待しています。

当会の主軸となる事業の中に、「税に関する提言活動」があります。全国の会員の皆さまから税制に関する意見要望を取りまとめ、国会議員や県・市の首長に対し要望活動を行っています。近年、熊本地震をはじめ台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生していますが、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置講じ、被災地の確実な復旧・復興に向けて１日でも早く取組むことが肝要です。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離して新たな控除制度の創設について検討すべきと考えます。「令和５年度税制改正に関する提言」の中に、その旨が織り込まれましたことを受け、実現に向けて、これからも働きかけていきたいと思います。

私たちの法人会は、『税のオピニオンリーダーとして、企業発展の支援と地域振興の寄与に努め国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体』として、「税の啓発活動」、「租税教育活動」など税に関する事業のほか、法人会の存在を地域に浸透させるために、「実務セミナーの開催」、「熊本県庁プロムナードライトアップ」などの様々な『地域社会への貢献活動』を展開しています。

一方では、「企業経営者の皆さんが安心して経営に取組める環境づくり」をサポートすることが使命です。会員企業の皆さんの要望を聞き入れて組み上がった制度保険「経営者大型保障制度」が創設50周年を迎えています。この制度保険を推し進めることによって、経営の舵取りをする上で、発生する様々なリスクを最小限に留めることが、安定した経営、安定した雇用に結びつくことを１社でも多くの企業経営者の皆さまに理解していただくよう努めたいと思います。

令和５年４月は、本会が新設合併して10周年を迎えます。「発展的合併」を合言葉に歩んだ10年をホップ・ステップとするなら、「卯年」に倣って、これから大きくジャンプし、法人会の理念に沿った事業を、これまで以上に、より積極的に実践していこうと思っています。最後になりますが、会員の皆さまのますますのご繁栄と素晴らしい１年になることを祈念いたします。

新年のごあいさつ

熊本西税務署長　**城　森　和　弘**

新年明けましておめでとうございます。

令和５年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

公益社団法人熊本法人会並びに会員の皆様方におかれましては、平素から税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、税に関する研修活動のほか、租税教育活動や地域に根ざした社会貢献活動などを積極的に推進し、地域社会及び地域企業の健全な発展に大きく貢献されておられます。

昨年は、未だ収束の気配を見せない新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、貴会の税に関する活動の一部も中止を余儀なくされたと承知しております。そのような中でも、「県庁プロムナード銀杏並木ライトアップ」、「サッカー教室に併せて実施した税金クイズ大会」、「熊本法人会主催による年末調整説明会」、「国税当局との共催による新設法人説明会」などの従来からの活動に加え、国税当局が最重要課題に掲げている「インボイス制度の周知・広報」についても、貴会主催の説明会を多数開催していただくなど、コロナ禍の中でも工夫を凝らして、納税道義の高揚及び税知識の普及に取り組んでおられます。これは、竹下会長をはじめとする役員の皆様、事務局、そして会員の皆様の熱意によるものであり、深く敬意を表する次第でございます。

本年は、熊本法人会として新設合併されてから創立10周年の年を迎えられ、各種記念行事を実施されると伺っております。私どもといたしましては、本年も貴会の活動が充実したものとなりますよう、できる限りのサポートをさせていただき、皆様との信頼・協力関係をこれまで以上に築いてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境が大きく変化している中、私どもが国税庁の使命を十分に果たしていくためには、経済社会の変化に的確に対応しつつ、時代にあった納税環境を整備していくことが何より重要であります。今後とも、皆様方のご意見やニーズを聞かせていただき、納税者サービスの充実や適正・公平な税務行政の推進に努めてまいりますので、会員の皆様には、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

まもなく、令和４年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

本年も昨年と同様に、熊本西・東税務署の合同申告会場を「熊本城ホール（１階展示ホール）」に開設することとしておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、納税者の皆様に対しましては、スマートフォンを利用した e-Tax 申告やキャッシュレス納付を例年以上に推進しております。会員の皆様方をはじめ会員企業の従業員の方々で、確定申告が必要な方におかれましては、是非ご利用いただきますようご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が、貴会にとりまして更なる飛躍と発展の年となりますとともに、会員の皆様方のご健勝と事業の益々のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

年頭のごあいさつ

熊本市長　**大　西　一　史**

謹んで、新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、熊本法人会が新設合併され、今年で10周年を迎えられますことを心からお祝い申し上げますとともに、竹下会長をはじめ会員の皆様方におかれましては、日頃から税務知識の普及はもとより、適正な申告納税制度の確立や納税意識の向上など、地域社会の健全な発展のため、様々な活動にご尽力いただいておりますことに、深く敬意と感謝の意を表します。

昨年は、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に取り組む中、「第4回アジア・太平洋水サミット」や「第38回全国都市緑化くまもとフェア（くまもと花博）」など、熊本の未来に繋がるイベントを成功裏に終えることができました。このことは、貴団体をはじめとする様々な関係団体の皆様方のご尽力の賜物であり、この場をお借りして厚く御礼申し上げる次第です。

本年におきましても、感染症による影響は依然として継続する事が予想される中、引き続き、本市が直面する様々な課題に対し、国や県をはじめとした関係機関との連携のもと全力で取り組む必要があると考えております。

そこで、市長として３期目の本格的なスタートとなる本年は、これまで取り組んできた「地域主義」を更に発展させ、成熟した「地域社会」の実現を目指し、具体的な方針として「自然災害による被害からの脱却」、「徹底的な市民本位の生活の追求、DX の推進」、「上質な生活都市くまもとを支える都市基盤整備」の３つを柱に取り組みます。

なかでも、子どもを核としたまちづくりを進めるため、本年４月に「こども局」を創設し、子育て世帯への支援を充実するほか、懸案の交通渋滞対策では、公共突通と自動車交通のベストミックスの推進を図るとともに、新たな道路ネットワークの早期実現に向けた調査検討、並びに、幹線道路網の整備促進などに取り組んでまいります。

今後とも、市民の皆様との対話を徹底するとともに市民本位の市政を展開し、「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと」の実現に向け取り組んでまいりますので、会員の皆様方におかれましては、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、熊本法人会の今後益々のご発展と、今年一年が会員の皆様にとりまして素晴らしい年となりますことを心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

熊本西・熊本東税務署と熊本法人会役員との意見交換会開催

開催日：令和４年12月１日（木）　場所：KKR ホテル熊本

１．税務当局との意見交換会

税務当局との意見交換会は、「税を考える週間」の一環として、平成13年度から熊本西税務署と熊本西法人会とで開催されていたもので、平成26年４月に熊本法人会と組織変更後も引続き開催されています。税務当局からは、熊本西・熊本東税務署長をはじめ幹部職員の方々が出席され、当会からは、常任理事以上の役員と監事が出席しての活発な意見交換会となりました。

意見交換会の開催趣旨は、当会にとって、根幹事業である税知識の普及活動等を進める上で税務当局に支援や協力を求めることを目的とし、また、税務当局にとって、税務行政の現状等を当会役員に理解してもらうことを目的としています。

議事については、当会から、役員及び組織構成と令和４年度事業計画と進捗説明を行った後、税務当局から、適確請求書等保存方式（インボイス制度）について、キャッシュレス納付の利用拡大及び税務署納税窓口の受付時間短縮、納税証明書の発行、令和４年分確定申告についての説明がありました。最後に、当会から税務全般に関する質問事項に対し、税務当局が回答するという形式で進められました。

竹下会長の挨拶

金子署長（熊本東税務署）の挨拶

【出席者】

熊本法人会	会長以下	16名
熊本西・熊本東税務署	署長以下	6名

２．意見交換会における質問事項（抜粋）

意見交換会の様子

【熊本法人会からの質問】～事業承継税制について～

経営者の高齢化が進む中、後継者不足問題はますます深刻化しており、近年増加する中小企業の廃業の大きな原因の一つとされています。日本経済・社会を支える貴重な技術や雇用を守り、未来に繋げ発展させていくためには、事業承継が一層需要であると考えます。そこで、法人版事業承継税制の概要を説明していただきたい。また、贈与税の納税猶予の適用を受けていた場合、贈与者が死亡したらどうなるかについて教えていただきたい。

【税務当局の回答】

法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」、いわゆる円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合に、

①一定の要件のもと、その株式等に係る一定の贈与税・相続税を猶予し、

②後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されるという制度です。

ただし、この制度の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなどの場合には、納税の猶予の期限が確定し、猶予されている税額の全部又は一部について利子税と合せて納付する必要があります。

また、この制度を継続して適用を受けるためには、原則として

①（特例）経営（贈与）承継期間である5年間は毎年、
②その期間経過後は３年ごとに、
一定の書類を添付した継続届出書を所轄の税務署へ提出する必要がありますので、ご提出がない場合には、猶予されている税額の全額と利子税を納付することになります。
なお、この法人版事業承継税制には、「一般措置」と「特例措置」の２つの制度があり、事前の計画策定等や適用期限、対象株数、納税猶予割合などに違いがあります。
また、ご質問の贈与者が死亡した場合については、贈与税は免除されるとともに、納税の猶予の適用を受けている非上場株式等は贈与時の価額により受贈者が相続等により取得したものとみなされ、他の相続財産と合算して相続税を計算することになりますが、一定の要件を満たす場合には、相続税の納税の猶予を受けることができます。
事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページに「事業承継税制特集」がございます。その他、税務署での面接による個別相談をご希望される場合は、事前予約制とさせていただいておりますので、所轄の税務署に電話で面接日時をご予約ください。

役員研修会

開催日：令和4年12月１日（木）　場所：KKR ホテル熊本

１．税務当局による講話

竹下会長の挨拶

城森署長（熊本西税務）の講話

小林支社長（大同生命保険）の説明

毎年、税務当局の幹部職員を講師に招き、役員研修会を開催しています。本年度は、熊本西税務署長の城森和弘氏による「国税を徴収するための法律とは？」と題した講話でした。
当日は、親会の役員（理事・監事・支部長）のほか、青年・女性部会の部会長・副部会長に出席を促し、57名の出席がありました。また、来賓及び講師として、熊本西・熊本東税務署と受託会社３社の幹部職員の出席（14名）があり、竹下会長の開催あいさつの後、役員研修会が進められました。

来賓（小林支社長、麦倉支店長、大久保支社長）

―講話の内容―
税務署の仕事の中でも、ご自身が経験された徴収事務について、「国税を徴収するための法律」の観点からお話しいただきました。
国税を徴収するために行う「差押え」については、なかなか拝聴することのできない貴重な自らの経験談をもとにわかりやすく解説いただいたほか、かつて熊本国税局管内で発生し、全国的にも衝撃を与えた脱税事件を紹介され、６つの国税局をまたいだ巨額な差押えを行った事件であったことなど、非常に興味深い内容のお話をいただきました。
このほか、徴収職員であっても質問検査や捜索を行うことがあることや、猶予や停止といった納税者の立場に立った手続きがあることも紹介されました。

２．受託会社（3社）による研修会ほか

城森西税務署長の講話に続いて、受託会社３社（大同生命保険、AIG 損害保険、アフラック生命保険）の幹部職員を講師に迎え、①自社株・相続財産評価試算サービスの案内②業務災害総合保険の提案③保険料が割安な集団扱いへの変更などの説明がありました。また、普段と変わらない安定した経営を続けていくためには、社内的リスクを和らげる福利厚生制度の充実が不可欠との説明がありました。また、2021年４月からスタートして２年目となった「福利厚生制度創設50周年キャンペーン」の進捗と会員増強の説明がありました。